

城北地区まちづくり協議会規約（改正後）

（名称）

第1条 本会は、城北地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、城北地区ふれあいセンター内に置く。

（目的）

第3条 協議会は、地区内住民や地区内でまちづくりを行う団体が共通目標のもと、相互に連携、協力して地域課題の解決等を図り住みよいまちづくりを行うことを目的とする。

（区域）

第4条 協議会の区域は、城北地区の範囲とする。

（構成員）

第5条 協議会は、城北地区内に居住する住民及び城北地区内で活動する団体等（以下「団体等」という。）を構成員とする。

2 団体等は、協議会への参加を希望するときは、第22条の役員会の承認を得て加入することができる。

（事業）

第6条 協議会は、第3条の目的を達成するため、事業の推進にあたっては、既存の組織や団体の活動を最大限に生かすとともに、地区全体で取り組むことが望ましい次の事業を行う。

- (1) 地区住民相互の交流及び親睦に関する事。
- (2) 健康及び福祉に関する事。
- (3) 教育、文化及びスポーツに関する事。
- (4) 防犯、防災及び交通安全に関する事。
- (5) 生活環境の保全及び改善に関する事。
- (6) 地区まちづくり計画の策定に関する事。
- (7) まちづくりの担い手となる人材の育成に関する事。
- (8) その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関する事。

（組織）

第7条 協議会は、総会、役員会、運営委員会及び部会をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

(役員)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 部会長 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 1名
- (6) 運営委員 25名以内
- (7) 監事 2名

(役員の設定)

第9条 会長は、城北地区区長会長、副会長は、城北地区区長会副会長とし、総会で承認を得る。

2 部会長、事務局長、事務局次長及び監事は、役員会で選出し、総会で承認を得る。

3 運営委員は、別表に定められた者をもって充てる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、会長があらかじめ指名した順序によりその仕事を代理する。
- (3) 部会長は、部会の仕事を統括する。
- (4) 事務局長は、協議会の出納仕事及び運営や活動に伴う仕事を統括する。
- (5) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その仕事を代理する。
- (6) 運営委員は、協議会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
- (7) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第12条 協議会は、必要に応じて総会の承認を得て相談役を置くことができる。

(総会の種類)

第13条 総会は、通常総会と臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、別表に定めた運営委員会構成員及び代議員をもって構成する。

(総会の開催)

第 15 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は代議員の 3 分の 2 以上の者から目的たる事項を示して請求があった場合に開催する。

(総会の招集)

第 16 条 総会は、会長が招集する。

(総会の定足数)

第 17 条 総会は、代議員の委任状を含む 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第 19 条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の審議事項)

第 20 条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員承認に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) 地区まちづくり計画に関すること。
- (6) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第 21 条 通常総会及び臨時総会は、原則公開する。

2 構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。この場合において、傍聴者は、総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

(役員会)

第 22 条 役員会は、会長が定例会を毎月 1 回、臨時役員会を必要に応じて招集し開催する。

- 2 役員会は、会長、副会長、事務局長及び事務局次長をもって構成し、部長は、必要に応じて出席する。
- 3 役員会の議長は、会長があたる。
- 4 役員会は、役員 2 分の 1 以上の出席がなければ開催できない。
- 5 役員会の議事は、出席役員 過半数をもって議決する。
- 6 役員会は、地域課題等を協議し情報の共有化を図るとともに、必要に応じて運営委員会及び総会に諮ることができる。

(運営委員会)

第 23 条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集し開催する。

2 運営委員会の議長は、会長があたる。

3 運営委員会の構成員は、別表のとおりとする。

4 運営委員会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催できない

5 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

6 運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他会務運営上必要な事項

(部会)

第 24 条 部会は、第 6 条に基づく各種事業を中心になって推進する。

(1) 部会長は、会長及び副会長をもって充てる。

(2) 部会の構成員は、別表のとおりとする。

(経費)

第 25 条 協議会の経費は、市交付金、各種団体からの助成金等及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第 26 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第 27 条 協議会は、本会の収入及び支出を明らかにするため会計に関する帳簿を整備する。

2 協議会は、構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第 28 条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

(委任)

第 29 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 28 年 2 月 20 日から施行する。

この規約は、平成 28 年 5 月 29 日から施行する。

この規約は、平成 29 年 5 月 21 日から施行する。

この規約は、平成 30 年 5 月 13 日から施行する。

この規約は、令和 2 年 5 月 10 日から施行する。